

平成十五年政令第四百三十九号

行  
令

獨立行政法人科學技術振興機構法（平）

三 出資の金額  
四 出資者の氏名又は名称  
(持分の移転等の対抗要件)  
**第三条** 出資者の持分の移転  
は名称及びその住所を出資

**第三条** 出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載し、かつ、その氏名又は名称を出資証券に記載した後でなければ、機構その他の第三者に対抗するこ

2 出資者の持分については、言託材産に属する  
とができない。

出資者の持分についての付託見返り権は、財産である旨を出資者原簿及び出資証券に記載して後でなければ、当該持分が信託財産に属する

した後でなければ、当該持分が信託財産に属することを機構その他の第三者に対抗することが

できない。  
(出資者原簿)

**第四条** 機構は、出資者原簿を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

2 出資者原簿には、法第三十一条第一項各号に

掲げる業務は係る出資者とは、各出資者はついて、次に掲げる事項を記載しなければならぬ

一い。  
氏名又は名称及び住所

二　出資額及び出資証券の番号  
三　出資証券の取得の年月日

3 出資者は、機構の業務時間中においては、出資者原寧の閑着を止めることをやめること。

資者原簿の閲覧を求めることができる  
(会社法の準用)

**第五条** 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百九十五条の規定は、機関の出資証券について

## 第二章 教育公務員及び研究公務員の範囲

**第六条** 法第十四条及び第二十二条第四項に規定する教官で定める教育公務員は、学校教育法

する政令で定める教育公務員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による

公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学に

おいてその他の職を兼ねる者を含む。)とする。

員は、科学技術・イノベーション創出の活性化に關する法津（平成二十年法津第六十三号）第

に關する法律(立法院二年法律第六三号)第二条第八項に規定する試験研究機關等に勤務する

る国家公務員であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の

適用を受けるもののうち、研究職俸給表の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級以上

の級であるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員とする。

### 第三章 運用の方法

**(運用の対象となる有価証券)**  
**第七条** 法第二十六条第一号の政令で定める有価

証券は、次に掲げる有価証券とする。

(5) 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十  
五号) 第二条第一項第一号から第五号まで、  
第十号から第十三号まで、第十五号、第十八  
号及び第二十一号に掲げる有価証券並びに同  
項第十七号に掲げる有価証券(同項第六号か  
ら第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げ  
る有価証券の性質を有するものを除く。)  
前号に掲げる有価証券に表示されるべき権  
利であつて、金融商品取引法第二条第二項の  
規定により有価証券とみなされるもの  
金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げ  
る権利(投資事業有限責任組合契約に関する  
法律(平成十年法律第九十号)第三条第一項  
に規定する投資事業有限責任組合契約(いか  
ら二までに掲げるものの取得及び保有をする  
事業を営むることを約する投資事業有限責任組  
合契約であつて、当該イから二までに掲げる  
ものの銘柄を特定しているものを除く。)に基  
づく権利(同法第二条第一項の有限責任組  
合員として有するものに限る。)に係るものに  
限る。(以下この号において同じ。)及び金  
融商品取引法第二条第二項第六号に掲げる権  
利(同項第五号に掲げる権利に類するものに  
限る。)であつて、同項の規定により有価証  
券とみなされるもの  
イ 株式会社の設立に際して発行する株式及  
び企業組合の設立に際しての持分  
ロ 株式会社の発行する株式及び新株予約権  
並びに企業組合の持分  
ハ 投資事業有限責任組合契約に関する法律  
第三条第一項第三号に規定する指定有価証  
券(次に掲げるものに限る。)  
(1) 金融商品取引法第二条第一項第六号に  
掲げる出資証券  
(2) 金融商品取引法第一条第一項第七号に  
掲げる優先出資証券  
(3) 金融商品取引法第二条第一項第八号に  
掲げる優先出資証券及び新優先出資引受  
権を表示する証券  
(4) 金融商品取引法第二条第一項第九号及  
び(1)から(3)までに掲げる有価証  
券並びに(5)に掲げる権利に係る同項  
第十九号に規定するオプションを表示す  
る証券及び証書  
(1)から(3)までに掲げる有価証  
券に表示されるべき権利であつて、金融

二 債証券とみなされるもの

第三条第一項第十一号に規定する外國法人の発行する株式、新株予約権及び指定有価証券（ハ（1）から（5）までに掲げるものに限る。）並びに外國法人の持分並びにこれらに類似するもの

四 前三号に掲げる有価証券に係る標準物

前項第一号及び第二号に掲げる有価証券（国債証券及び国債証券に表示されるべき権利について金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるものを除く。）を取得する場合においては、応募又は買入れの方法により行われなければならない。

（投資一任契約）

第八条 法第二十六条第三号ただし書の政令で定める投資一任契約は、機構が投資判断の全部を一任することを内容とするものとする。

（有価証券の貸付け）

第九条 法第二十六条第四号の政令で定める有価証券は、金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）とする。

2 法第二十六条第四号の政令で定める法人は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八百十一号）第一条の二第三号に掲げる者とする。

（債券オプション）

第十条 法第二十六条第五号の政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。

一 金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この条において同じ。）において行われる債券（標準物を含む。以下この条において同じ。）の売買契約に関する権利であつて、当該金融商品市場を開設する者の定める基準及び方針に従い、当事者の一方の意思表示により当事

二 外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。次号において同じ。）において行われる債券の売買契約に関する権利であつて、前号に掲げる権利と類似のもの

三 金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行われる債券の売買契約に関する権利であつて、当事者の一方の意思表示により当事者間ににおいて当該売買契約を成立させることができるもの

四 債券の売買契約において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買契約が解除されるもの（外国で行われる取引に係る売買契約に係るものを除く。）  
(通貨オプション)

十五条 法第二十六条第七号の政令で定める権利は、当事者の一方の意思表示により当事者間において外國通貨をもつて表示される支払手段の売買取引を成立させることができる権利のうち、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第三号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第三号に掲げる取引に類似するものに限る。）に係る権利を除いたものとする。  
(デリバティブ取引)

十二条 法第二十六条第八号の政令で定めるデリバティブ取引は、次に掲げる取引とする。

一 金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引に係るもの

イ 金融商品取引法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（同号の約定数値及び現実数値として株式指標又は金利指標の数値を用いるものに限る。）

ロ 金融商品取引法第二条第二十一項第三号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる取引（イ若しくはニに掲げる取引又はイに掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものに係るものに限る。）

二 金融商品取引法第二条第二十二条項第五号  
(同号イに係る部分に限る。)に掲げる取引  
金融商品取引法第二条第二十二条項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引に係るもの

イ 金融商品取引法第二条第二十二条項第一号  
に掲げる取引(同号の約定数値及び現実数値として株式指標又は金利指標の数値を用いるものに限る。)

ロ 金融商品取引法第二条第二十二条項第三号  
(同号イに係る部分に限る。)に掲げる取引  
(上場投資信託証券等の売買に係るものに限る。)

ハ 金融商品取引法第一条第二十二条項第四号  
(同号ロに係る部分に限る。)に掲げる取引  
(イ又はホに掲げる取引に係るものに限る。)

ホ 金融商品取引法第二条第二十二条項第五号  
に掲げる取引(金銭債権の利率等に基づくものに限る。)

二 金融商品取引法第二条第二十二条項第六号  
に掲げる取引(同号の数値として株式指標又は金利指標の数値を用いるものに限る。)

ホ 金融商品取引法第二条第二十二条項第五号  
に掲げる取引(金銭債権の利率等に基づくものに限る。)

ヘ 金融商品取引法第二条第二十二条項第六号  
(同号イに係る部分に限る。)に掲げる取引  
(同号イに係る部分に限る。)に掲げる取引  
金融商品取引法第二条第二十三条項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、第一号に掲げる取引と類似のもの

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 株式指標 有価証券等(金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。)のうち株式に係るものとの価格又は利率等に基づき算出される数値をいう。

二 金利指標 金銭債権の利率等及びこれに基づき算出される数値をいう。

三 上場投資信託証券等(金融商品取引法第二条第一項第十号又は第十一号に掲げるもののうち、金融商品取引所又はこれに類するもので外国の法令に基づき設立されたものに上場されているものをいう。)

四 金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。)

五 金銭債権 金融商品取引法第二条第二十四項 第二号に掲げるものをいう。

六 利率等 金融商品取引法第二条第二十一項第四号に規定する利率等をいう。

**第四章 財務及び会計**

(文献情報提供業務)

**第十三条** 法第三十一条第一項第三号に規定する政令で定める業務は、科学技術に関する論文その他の文献（磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録されたものを含む。）に係る情報（専ら科学技術に関する研究開発に係る交流を促進するための情報を除く。）を抄録その他容易に検索することができる形式で提供すること（国際協力を目的として我が国が科学技術に関する情報を外国に提供することを除く。）を目的として行う業務及びこれに附帯する業務とする。

(毎事業年度において国庫に納付すべき額)

**第十四条** 法第三十二条第六項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法第四十四条第一項ただし書の規定により国庫に納付すべき額は、同項本文に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。

(積立金の処分に係る承認の手続)

**第十五条** 機構は、独立行政法人通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る同法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第三十二条第三項（同条第七項及び第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を文部科学大臣に提出し、当該次の中長期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同条第三項の規定による承認を受けなければならない。

一 法第三十二条第三項の規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

機構は、法第三十二条第三項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認書を文部科学大臣に提出し、当該次の中長期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同条第三項の規定による承認を受けなければならない。

認を受けた金額を控除してなお残余がある場合において、その残余の額の全部又は一部を同条第四項の規定により当該中長期目標の期間の中長期目標の期間における同条第三項に規定する積立金として整理しようとするときは、同条第四項の規定による承認を受けようとする金額を記載した承認申請書を文部科学大臣に提出し、当該次の中長期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、その承認を受けなければならない。

前二項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の文部科学省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、前項の承認申請書に添付する書類については、第一項の承認申請書を提出した場合は、これに添付した書類を重ねて提出することを要しない。

(国庫納付金の納付の手続)

**第十六条** 機構は、法第三十二条第五項(同条第七項及び第八項において準用する場合を含む。)に規定する残余があるときは、当該規定による納付金(以下「国庫納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明確にし、當該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項又は第二項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第三項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。



第五条 第二項 第二項の規定は、法附則第五条の二第三項において準用する法附則第三条第三項の評価委員その他の評価について準用する。この場合において、第一条第一項中「必要な都度、次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者」と、同項第三号中「役員」とあるのは「役員（機構が成立するまでの間は、機構に係る独立行政法人通則法第十五条第一項の設立委員）」と読み替えるものとする。
第一条 第二項 第二項の規定は、法附則第五条の二第三項において準用する法附則第三条第三項の評価委員その他の評価について準用する。この場合において、第一条第一項中「必要な都度、次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者」と読み替えるものとする。

第一条 第二項 第二項の規定は、法附則第五条の二第三項において準用する法附則第三条第三項の評価委員その他の評価について準用する。この場合において、第一条第一項中「必要な都度、次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者」と読み替えるものとする。
第一条 第二項 第二項の規定は、法附則第五条の二第三項において準用する法附則第三条第三項の評価委員その他の評価について準用する。この場合において、第一条第一項中「必要な都度、次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者」と読み替えるものとする。